

令和6年度一般廃棄物処理実施計画 (し尿編)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度上郡町一般廃棄物処理実施計画（し尿編）を次のとおり定める。

1 処理区域及び面積

- (1) 区域 上郡町の区域内の全域
- (2) 面積 150.26 km²

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 処理計画量

計画収集人口	13,802 人
非水洗化人口	871 人
計画収集人口	871 人
自家処理人口	—
水洗化人口	12,930 人
公共下水道人口	9,388 人
コミュニティプラント人口	531 人
合併浄化槽人口	3,011 人

※合計値が合わないのは四捨五入の関係によるもの

し尿収集量	1,924 kl/年
委託	389 kl/年
し尿	389 kl/年
浄化槽汚泥	—
許可	1,535 kl/年
し尿	—
浄化槽汚泥	1,535 kl/年
合計	1,924 kl/年
し尿	389 kl/年
浄化槽汚泥	1,535 kl/年

4 処理主体

処理施設の種類	収集運搬	処理主体
公共下水道	—	町（委託）
農業集落排水		
コミュニティプラント		
小規模集合排水施設		
合併浄化槽	許可業者	町（委託）
単独浄化槽		個人等
汲取り		町（委託）

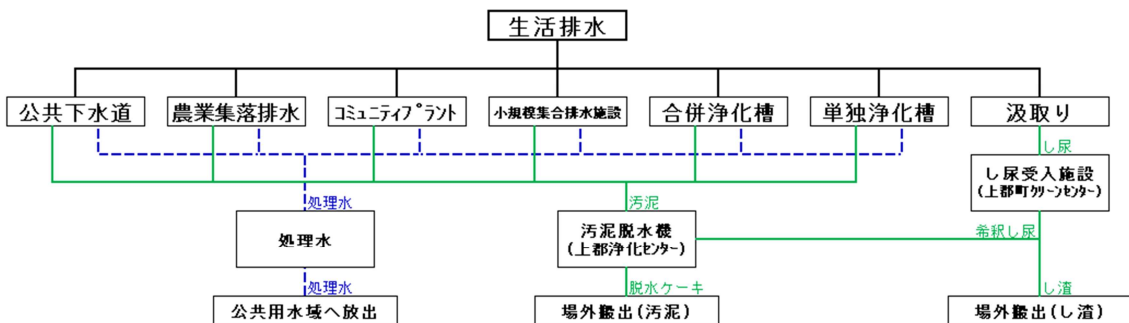
5 許可業者

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを勘案した場合、既存の許可業者により適正な収集運搬が確保されるため、新規の収集運搬業は許可しない。

許可業者名	
クリーン環境有限会社 上郡町山野里 2321 番地の 6	株式会社大洋 姫路市山吹 2 丁目 11 番 12 号
西播環境整備株式会社 姫路市広畑区蒲田 1 丁目 1516 番地の 7	株式会社龍野衛生公社 たつの市龍野町大道 2 番地の 11
有限会社佐用環境整備 佐用郡佐用町下徳久 1064-2	株式会社東陽環境センター 赤穂市南野中 441 番地の 1
三業株式会社 相生市那波大浜町 5 番 9 号	

6 適正処理

現状の生活排水処理フロー



(1)上郡町浄化センター

施設 の 名 称	上郡町浄化センター
施設 管 理 者	上郡町
処 理 対 象 区 域	上郡町
所 在 地	赤穂郡上郡町竹万2309
敷 地 面 積	2.3ha
排 除 方 法	分流式
処 理 区 域 面 積	403ha
処 理 方 法	オキシデーショントリッチ法
処 理 能 力	6,720m ³ /日 (全体計画 7,414m ³ /日)

(2)上郡町クリーンセンター（し尿受入施設）

施設 の 名 称	上郡町クリーンセンター(し尿受入施設)
施設 管 理 者	上郡町
処 理 対 象 区 域	上郡町
所 在 地	赤穂郡上郡町竹万591
竣 工	令和2年1月
稼 動	令和2年2月
施設 規 模	13kl/日
建 物 面 積	139m ²

本実施計画に記載のない事項については、一般廃棄物の処理に関する関連法令等を遵守する。